

地公労四者共闘速報 教職員版

(全滋賀教組・滋賀高教組・滋障教・県職組)



2020年11月9日

第1回賃金確定交渉(総務部長・教育長)

●教育長「みなさんの声を受けとめて具体的にどんな手立てができるか考えたい」

11月9日、総務部長・教育長との賃金確定交渉を行いました。教育現場からは875筆の確定署名を提出しました。月例給についての人事委員会勧告が出ていない中での異例の交渉となりましたが、教育長に現場の思いを届け、教育長は「現場の実態をふまえ対応したい」と答えました。



人事評価制度

「具体的にどんな手立てができるか考えたい」

人事評価で若年層に大きな不利益が生じていることの見直しを求めました。

現場からは、30代の先生が「自分は担任として努力してきた。AやSが欲しいのではないが、生涯賃金が数百万円も変わるのには納得ができない。校長から、そんな差が付くような働き方だと言われたこともない」「B評価しかなく、管理職への不信感につながる。そんな管理職のもとで働きたくない」等の訴えがありました。59歳のベテランからは、「5年間教務主任をして5回A、1回S。役職評価が現実だ」。これに対し、教育長は「S、Aの評価は40～50代の先生より20～30代の先生が少ない。全部の年齢をひとくくりで考えることは見直しが必要。皆さんの声を受けとめ具体的にどんな手立てができるか考えたい」と答えました。

次の交渉では、管理職に任せずに、具体的な改善を示すよう求めました。

定数内臨時講師を正規化せよ！

定数内の臨時講師の正規化を求めました。教育長は「基本的に正員配置を考えている」「定年以外の退職者の増加など不確定要素があり全ての正員化は難しいが、可能な範囲で計画的な正規配置を考えたい」と答えました。定年以外の退職者が増え、定数が埋まらない事態が続いています。こうした動向を踏まえるならば、現状の改善が見込めます。今後、計画の具体化を求めていく必要があります。

非常勤講師にも一時金支給を！

「学校現場の実態を踏まえて対応を考える」

非常勤講師の一時金は、任用期間を平均して週2日、週15.5時間以上勤務という条件が障壁となって、一人も支給されていません。授業を担当する時間講師の働き方は、一日7時間45分勤務者とは異なることを考慮し、年次有給休暇制度にあわせ、週の勤務日数で支給するなどの策を検討せよと要求しました。

教育長は、「今ここで回答することは難しい」としながら、「学校現場の実態を踏まえて対応を考えていかなければならない」との認識を示しました。

一年単位の変形労働時間制は健康な生活を破壊する！

教育長は、1年単位の変形労働時間制について、「現在検討中である。この制度は、勤務時間の縮減ではなく、休日のまとめ取りで、リフレッシュ時間を確保するものと理解している」とした上で、「制度を希望する方もいるのではないかと個別に導入してもよいかのような認識を示しました。組合は、「全く働き方改革に役に立つものではない。導入すれば健康を損なう者が出てくることは明白だ。このような制度は導入しないと明確な線を打ち出すべきだ」と迫りました。

◆第2回賃金確定交渉(合庁3A)

11月18日(水) 9:45～10:45 総務部長交渉
11:00～12:00 教育長交渉

★交渉は職専免で。第2回でも署名を提出します！